

第 21 期第 8 回北海道内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時

令和 4 年 10 月 7 日（金曜日）15 時 00 分

2 開催場所

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 第 2 水産ビル 4 階 4S 会議室

3 出席委員

会長 野川秀樹 副会長 福土國治 委員 鈴木和博 委員 中野信之
委員 小川勝士 委員 佐々木昇 委員 毛利元紀 委員 大井 昇
委員 牧野良彦 委員 山口俊介 委員 杉若圭一 委員 斎藤裕美
委員 清水宗敬 委員 井尻成保 委員 古谷直樹 委員 松田有宏
(出席 16 名)

4 議事録署名委員

佐々木昇及び毛利元紀

5 事務局

事務局長 柳原雄三

6 臨席者

水産林務部水産局漁業管理課	サケマス内水面担当課長	松村 悟
	課長補佐（遊漁内水面）	岡村淳一
	遊漁内水面係長	小川元樹
	主査（内水面）	小川春人
	遊漁内水面係 主事	佐藤往志
地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場		
	内水面資源部長	楠田 聡
	研究主幹	安藤大成

7 議題

- (1) 協議事項 漁業権切替小委員会の設置について
- (2) 報告事項 漁業権切替方針について

8 議事内容

(事務局)

それでは、ただ今から第 21 期第 8 回北海道内水面漁場管理委員会を開催いたします。開会にあたりまして野川会長からご挨拶申し上げます。

〔会長挨拶〕

(野川会長)

委員会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。意見交換会に引き続き委員会ということで、皆さんには、お疲れのことと思いますが今しばらくおつき合いを頂きたいと思います。また、北海道及び関係機関の皆様には、ご臨席にお礼申し上げますとともに、委員会の審議につきまして、ご指導ご助言の方よろしくお願い申し上げます。

先ほどの意見交換会の中で、漁業権切替に関連する漁業法の主な改正内容等についてご説明がありましたが、今後、当委員会においても漁業権の切替に向けて必要な審議を進めていくこととなります。今日の委員会では、その審議を効率的かつ効果的に進めるために設置する漁業権切替小委員会の設置について、ご審議をお願いしたいと考えております。また、この審議の後に北海道から漁業権切替方針について報告を頂くこととしております。委員の皆様には、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが開催にあたっての挨拶にさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

次に、ご臨席を頂いております松村サケマス・内水面担当課長からご挨拶を頂きます。

〔来賓挨拶〕

(北海道 松村サケマス・内水面担当課長)

日頃より野川会長はじめ委員の皆様方には道行政の推進にあたりまして、ご理解とご協力頂いておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。本日は委員会に先立ちまして、先ほど会長からもございましたが、漁業権切替等に関する意見交換会ということで、長時間お疲れのところ申し訳ありませんが、よろしくお願い致します。

これから漁業権の切替作業が本格化してまいります。共同漁業権につきましては 10 年に 1 回ということで、様々、過去から変わってきている部分、箇所もあると思いますが、より具体的な、ご議論、ご検討頂く案件もあると思いますので、委員の皆様には、ご協力のほどよろしくお願い致します。本日はどうぞよろしくお願い致します。

(事務局)

松村課長ありがとうございました。この後の議事進行は野川会長にお願い致します。

〔議事〕

(野川会長)

それでは最初に出席委員の人数報告をさせていただきます。18名中16名の委員が出席されておりますので、委員会が成立していることを報告させていただきます。次に本日の議事録署名委員を私の方から指名をさせていただきます。本日は佐々木委員と毛利委員にお願いを致します。よろしくお願い致します。それでは早速ですが、これから審議の方に移っていきます。協議事項、「漁業権切替小委員会の設置について」を上程致します。事務局から内容の説明をお願いします。

(事務局)

協議事項、漁業権切替小委員会の設置についてご説明致します。右肩に協議事項と記載した資料をご覧ください。漁業権一斉切替にあたり北海道が作成する漁場計画案について効率的な協議、検討などを行うため、前回10年前の一斉切替時と同様に当委員会に漁業権切替小委員会を設置するものでございます。構成につきましても前回と同様、選任区分毎に各2名ずつ計6名とする案でございます。会長はオブザーバー参加となります。また、小委員会には委員長を置きます。小委員会の会議は委員長が招集し、道が作成する漁場計画案の事前確認、協議を行い、協議結果を委員会に報告致します。

裏面2ページが委員案でございます。漁業者代表から福士副会長と中野委員に、遊漁者代表から牧野委員と山口委員に、学識経験者から杉若委員と古谷委員に委員をお願いすることとし、委員長につきましては杉若委員をお願いするという案でございます。小委員会の役割が漁場計画案の協議、作成から、漁業法改正により道案の事前確認、協議へと変わったことから、特に重たい案件がなければ、基本的に委員会当日、委員会の前に小委員会を開催することにしたいと考えております。道の漁場計画案作成の進捗状況にもよりますが、次回12月の委員会から、小委員会も合わせて開催することとなると考えております。本日のように、13時半から小委員会、15時から委員会のような形を想定しております。説明は以上でございます。

〔質疑応答〕

(野川会長)

ただ今、小委員会の設置案について事務局よりご説明申し上げました。説明の内容につきまして、ご質問ご意見等ありましたら発言をお願いしたいと思います。何かご質問等ございませんでしょうか。前回、私もちょうど10年前に委員をしておりましたが、やはり同じく小委員会を設置して、細かいことは小委員会の方で議論をして、その結果を委員会の方に報告するということで作業を進めてきた記憶がございます。漁業者代表、遊漁者代表等、各2名ずつ計6名ということで、構成も同じようになっております。

(牧野委員)

小委員会の会議自体は何回ほど開催されるということでしょうか。前回、10年前はどうでしたか。

(事務局)

前回、5回から7回程度と記憶しておりますが、今回は道が漁場計画案を策定し、その内容確認と協議になりましたので、委員会の開催に合わせてというふうに考えております。後程、「その他」のところで委員会の開催スケジュールをご説明しますが、切替にあたって今のところ5回程度と考えております。重たい案件等がございましたら、小委員会の回数だけ増える場合もあるかもしれませんが、今のところはそのように考えております。

(野川会長)

他にご質問等ございますでしょうか。無いようでございますので、ただ今、事務局から説明申し上げました内容のとおり、小委員会を設置することとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員)〈はいの声あり〉

(野川会長)

ありがとうございます。それでは説明された内容のとおり小委員会を設置して、漁業権切替に係る協議を進めていきたいと考えます。今回の漁業権切替にあたりましては、内水面漁場管理委員会の役割も非常に大きくなってきていると感じているところでございます。北海道、それから試験研究機関のご支援がなければなかなか役割を果たしていくことは難しいような状況にございますので、北海道それから、さけます内水試さんにおかれましては、小委員会も含めて、ご支援を頂きますようよろしくお願い申し上げたいと思います。それでは次に報告事項に移ります。漁業管理課から漁業権切替方針についてご説明を申し上げます。

〔漁業管理課説明〕

(漁業管理課 小川主査)

漁業管理課遊漁内水面系の小川です。よろしくお願いいたします。第8次及び第15次の漁業権切替をむかえるに当たりまして、漁業権切替方針について委員の皆様にご説明致します。資料、報告事項と書かれたものをご覧ください。7ページ目をご覧ください。漁業権切替方針素案に対する主な意見と対応について記載された資料でございます。切替方針及び運用につきましては、素案の段階で7月に開催されました委員会において説明させて頂いたところですが、個別の漁業権者や漁協などの関係者に対しましては、6月28日から7月25日までの間、12ヶ所で現地説明会を開催しました。その現地説明会で頂い

たご意見、ご質問等について内水面に関する主なものを取りまとめたものです。

意見は概ね三つに大別され、それぞれの対応について、一つ目としましては、共同漁業権において行使や漁獲の実績がない場合についてですが、増殖や漁場の管理が適切に実施されている場合で合理的な理由はある場合は、有効に活用されていることとなりますので、漁獲等がない理由によって有効かどうか判断されるものと回答しております。二つ目としまして、区画漁業権における漁獲実績が十分に無い場合についてですが、区画漁業権は養殖を行うための漁業権であり、養殖漁業の実施が無く、遊漁などの観光振興や資源の保護、区域の管理を主な目的とした漁業権の取得はできないと回答しております。三つ目としましては、遊漁料の算定への柔軟な対応についてですが、遊漁に要した経費のみ遊漁者に負担を求められることができるという考えの範囲内で、柔軟に対応を検討すると回答しております。

次に、戻りまして資料の 5 ページ目をご覧ください。素案との変更箇所について先ほど説明させていただきましたご意見などを踏まえたうえで、5 ページが海面漁業権の中の定置漁業、6 ページ目も定置漁業について、いろいろご意見を頂いたうえで修正した箇所がありました。内水面に関係する切替方針及び運用については内容に変更無く、策定致しましたのでご報告致します。なお、資料の 1 ページ目から 4 ページ目の概要、及び 8 ページから 27 ページにつきましては、内水面につきましては素案のとおり策定しました切替方針及び運用に係るものになりますので、後程お目通し願います。以上で説明を終わります。

〔質疑応答〕

(野川会長)

ありがとうございます。ただ今、漁業管理課の方から報告致しました漁業権切替方針の概要、あるいは漁業権切替方針の運用等の内容につきまして、質問等ございましたら発言をお願いします。

(大井委員)

17 ページ目、外来種の取扱について、前にも確認したかもしれませんが、外来種については、既に当該漁業権の対象魚種として設定されている場合を除き、新たに対象魚種とはしない。この魚種は何を想定されているのか。既に漁業権を持っている外来種は、漁場設定、増殖関係、これが問題なければ当然継続されるということ。2 点確認したいです。魚種は何か。魚種は何を想定しているのか。今設定されているものは継続される。新たに対象魚種とはしない。この 2 点だけ教えてください。具体的をお願いします。

(小川主査)

まず、既に漁業権として設定されている外来種についてですが、特定外来種に指定されているものとしてはウチダザリガニ、こちらの方が阿寒、塘路、そちらの方に設定されて

おります。産業管理外来種として指定されていますニジマス、こちらの方も数ヶ所で漁業権が設定されている状況です。法に基づくものですか、国の考え方等に基づいて外来種とされているものは以上2種かと思います。今後、しないという想定をしている魚種が何かということですが、もちろん特定外来種に指定されているもの、産業管理外来種に指定されているもの、あと北海道で環境面の方で外来種と指定されているものがございます。このような魚種が新たに指定しないというものの対象になってくるかと思います。

(大井委員)

具体的に魚種を教えてください。北海道で、北海道の指定されている外来種、どういう魚種ですか。

(小川主査)

まず、北海道の漁業調整規則で移植禁止として指定している外来種となりますブラウントラウト、カムルチー、カワマス、そちらの方も対象になるかと思います。北海道の環境面で指定されているものは、今、あまりにも種が多すぎて具体的な回答は難しいのですが、漁業対象種となるような魚種というのは、ほとんど無いかと思っています。

(野川会長)

よろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。

(斎藤委員)

外来種の取扱ですが、今後、漁業権が欲しいと言われた場合ですが、具体的にはニホンウナギですが、北海道の河川でも、最近、発見されているみたいですが新たに内水面の養殖をやりたいというふうに申請したら、できるものなのでしょうか。

(小川主査)

ウナギということでご質問があったので、まず、養殖を行うことについては、現在、水産庁の許可が必要になっております。北海道では具体的な相談や許可になったものは、今現在、1件もない状況となっております。ただ、具体的な相談については国に直接行くような形に今なっておりますので、まず国に相談してくださいと。なぜかといいますと許可枠が稚魚の重量で日本全体で枠が設定され、それがもう一杯一杯で新規は入れるような状況ではないと聞いておりますので、調整が必要な状況で、全て国の方が、ある程度、数量とかを調整しながら許可をして認めていくようなかたちが、今、制度化されております。

稚魚の方、おっしゃるとおり北大の方で何か、私もニュースで聞いている程度ですが、胆振管内ですとか道南方面では生物として確認されるようになってきているというような状況で、川は増えてきているのかなとは思っております。その中で、国の方では、やはり全国的にはウナギの稚魚の乱獲ですとか、そういった問題に対応するために知事許可制へ

の移行というものを進めております。本州では共同漁業権として持っているもの、既に許可としてやられているものが、あと漁法が許される範囲内で自由に採られているものとかあるのですが、それらは全て都道府県を通じて許可制の移行は検討しなさいという指導はなされている状況です。

その中で北海道については生物的には確認が増えてきているのですが、漁業として成り立つような資源としては、今、みられるような状況では無いと考えておりますので、当面の間、許可制に移行したりとか、そういうことは考えておりません。このような中で、来年、5年12月から、ウナギの全長13センチ未満のウナギについては特定水産動植物として、海川問わず一切採捕禁止という法律がもう既に指定はされているのですが、適用されて、ウナギの稚魚は、そういう許可だとか、漁業権などに基づかないと捕れないという制度の運用が始まるような状況となっています。

(斎藤委員)

今のところ、北海道でウナギ養殖ができる可能性がないということによろしいですか。

(小川主査)

枠がもらえて稚魚を調達できる、買って来たよと。することは可能だと思いますので、自分の敷地内で陸上養殖をするということが、できないわけではないと思います。検討されていたり、やってみようというところはあるのかなと思っていますが、なかなか条件的に、北海道の場合は加温しなければならないとか、実際、親まで育てているというより、途中まで育てるという場合が多いと聞いていますので、また本州に持って行って、コスト面とかでどうなのかなというのがあります。あまり実例がないので、昭和40年代からしばらくの間やられた実績はあるのですが、ものになってないところもやっぱりなかなか難しい状況なのかなとは思っています。

(井尻委員)

訂正があります。ウナギの専門なので。まず、北海道で増えているわけではないです。ただ、特定の川に海流に乗ってやってくれるので、黒潮の葉流、そこは地理的に到達する特定の川で、ウナギの稚魚が物理的に流れてくる経路があって、そこは古くから文献には多少記載はあったのですが、調べたことがなかった。東大の黒木さんとかが調査に入って、実際に結構いると。だから、道南にもほとんどいないですし、一部の川にいるのが確認されたもので、増えているわけではないです。それから新規養殖はほぼ許可されないという状況です。

(杉若委員)

塘路漁協からウナギの漁獲実績が昭和50年代の初めに上がってきています。

(野川会長)

よろしいでしょうか。他にご質問ご意見等ございましたらお願いします。無ければこれで報告事項の方は終了したいと思います。それでは次にその他の方に移っていききたいと思います。事務局からお願いします。

(事務局)

委員会の開催スケジュールについて、ご説明させていただきます。右肩にその他と記載した資料をご覧ください。前回委員会の報告事項におきまして、10年前のスケジュールをもとに策定した想定スケジュールについてご説明致しましたが、それを今回修正したものでございます。2月の委員会が追加になっております。

漁業法改正によりまして、都道府県は漁場計画案の策定にあたり利害関係人の意見を聞かなければならないこととされ、今回から道はホームページによりパブリックコメントを行うこととなりました。そのパブリックコメントの際に示す漁場計画案をご協議頂くため、2月にも本委員会を開催する必要となったものでございます。また、来年12月と想定していました委員会につきましては、免許の事務手続期間の関係で11月に前倒しとなっております。

先ほど牧野委員からご質問ありました小委員会でございますが、第9回委員会、10回、11回、12回、5年度の13回委員会と7月の15回委員会以小委員会を開催することと思っております。先ほど5回とご説明しましたが今想定されているのはその6回でございます。訂正致します。

次回委員会の日程調整でございますが、12月と来年1月の委員会の2回分を今回合わせて日程調整をさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願い致します。説明は以上でございます。

(野川会長)

ただいまの委員会の開催スケジュール、今年度と来年度のスケジュールについて説明がありましたが何かご質問等ございますでしょうか。赤字で書かれたのが新たに加わった委員会の開催のスケジュールです。青が今回修正となった箇所になります。よろしいでしょうか。こういうスケジュールで委員会が開催されていくということで、ご理解をいただき、後程、事務局の方から委員の皆さんのご都合、お伺いするということになろうかと思っております。よろしいでしょうか。質問等無いようでございますので、それではその他のスケジュールの方もこれで終わりにしたいと思います。

事務局の方から用意した案件はこれで全てでございますけれども、委員の皆様から何かこの機会にご発言があればお受けしたいと思います。何かございますでしょうか。無いようでございますので、1時半から非常に長時間にわたって、ご議論を頂きありがとうございました。これで本日の委員会は終了したいと思います。どうもご苦勞様でございました。